

船橋市委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）第38条第1項の規定に基づき、船橋市建設技術委員会内の建設技術幹事会を構成している各所属が発注する建設に係る委託業務の検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、建設に係る委託業務とは、船橋市委託設計業務等検査要綱に定義されている委託及び修繕業務を除く、建設に係る委託業務をいう。

(検査)

第3条 検査は、受注者から別に定める業務完了通知書を受領した日から起算して10日以内に完了しなければならない。

2 検査は、委託契約に基づく給付の完了等の確認を行い、検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完了検査 委託業務が完了したときに行う検査

(2) 出来形検査 委託業務の完了前に部分払をするときに行う検査

(検査職員)

第4条 前条第2項の規定により検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、部長等とする。

(検査日の決定)

第5条 検査職員は、受注者から別に定める業務完了通知書が提出されたときは、速やかに検査日を決定しなければならない。

(検査の方法)

第6条 検査は、当該検査に係る委託業務の受注者等を立会わせるものとする。

2 検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」（以下「契約図書」という。）、別に定める検査基準、その他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、契約内容に適合しているかを判定するものとする。

(修補等)

第7条 検査職員は、検査の結果、成果品等が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められる部分があるときは、直ちに修補を指示しなければならない。

(委託業務認定通知等)

第8条 検査職員は、検査を実施し合格と認定したときは、委託業務認定書（第1号様式）を作成しなければならない。

2 市長は、検査職員が検査を実施し合格と認定したときは、委託業務検査結果通知書（第2号様式）により受注者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に契約した委託業務に係る検査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に契約した委託業務に係る検査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に契約した委託業務に係る検査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月7日から施行する。

第1号様式

委託業務認定書

第 号
年 月 日



次の委託業務について、(完了・出来形)を認定する。

| | |
|-----------------|------------------|
| 発注年度 | |
| 委託業務番号 | |
| 委託業務名 | |
| 検査年月日 | |
| 業務委託料 | |
| 完了 金額 出来形 | |
| 受注者 | 住所 |
| | 商号又は名称 代表者職氏名 |

第2号様式

委託業務検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

船橋市委託業務検査要綱に基づき検査を行った結果、次のとおり（完了・出来形）を認めます。

| | |
|-----------------|--|
| 検査職員氏名 | |
| 発注年度 | |
| 委託業務番号 | |
| 委託業務名 | |
| 検査年月日 | |
| 業務委託料 | |
| 完了 金額 出来形 | |
| 既支払額 | |
| 今回支払額 | |
| 履行期間 | |